

公告 第46号  
令和7年2月28日

東京鐵鋼健康保險組合  
被保險者 各位

東京鐵鋼健康保險組合

## 任意継続被保險者の標準報酬月額に関する公告

首題の件について、健康保險法第47条第2項（任意継続被保險者の標準報酬月額）の規定により、任意継続被保險者の標準報酬月額について、以下のとおり公告致します。

### 記

- |                    |              |
|--------------------|--------------|
| 1. 任意継続被保險者の標準報酬月額 | 資格喪失時の標準報酬月額 |
| 2. 適用期間            | 令和7年4月分から    |

以上